

市内事業者応援給付金の交付対象等の延長について

このことについて、新型コロナウイルス感染症の影響により金融機関から事業継続のための資金融資を受けた市内事業者に交付している市内事業者応援給付金の交付対象等をお記のとおり延長しますので、お知らせします。

記

1 交付の対象となる融資の実行決定期限の延長

これまで交付の対象となる融資の実行決定を受けた期間を、令和2年3月2日から同年12月31日までとしておりましたが、令和2年3月2日から令和3年2月26日までに延長します。

2 交付申請期限の延長

融資の実行決定期限の延長に伴い、交付申請期限についても令和3年2月1日から令和3年3月31日に延長します。

3 延長の理由について

現在の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況から、新たに事業継続に向けた資金調達を行う事業者についても、市内事業者応援給付金を交付し、中小事業者の経営支援を行うため